

第7章

第7章 計画の推進・評価

第1節 計画の推進

1 周知

本計画については、概要版を作成し、県民、市町村、医療関係者等に配布することにより周知を図ります。

また、ホームページその他の広報手段により、本計画の取組等について積極的に情報提供します。

なお、5疾病5事業及び在宅医療に係る医療機能別の具体的な医療機関名については、最新情報を提供する必要があることから、ホームページのみに掲載し、必要に応じて見直すこととします。

2 目標

5疾病5事業及び在宅医療の医療連携体制に係る目標については、第4章第2節の各疾病等ごとに計画を評価するための目標を設定しています。

3 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、県・市町村のほか、県民や保健・医療機関、関係団体、事業者等の多様な主体による一体となった取組が必要です。

このため、保健・医療・福祉関係者や住民代表、行政等で構成される群馬県保健医療対策協議会や各地域保健医療対策協議会、5疾病5事業及び在宅医療をはじめとする専門部会等の場を通じて、広く意見を聴取するとともに、関係行政機関、保健・医療・福祉関係団体等と連携を図りながら施策を推進します。

4 他計画との調和

本計画は、地域における医療提供体制を維持し、「誰もが安全で安心できる暮らしづくり」や「地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり」の推進を図るため、関係する計画^{註1}と調和を保ちながら関連施策を総合的に推進します。

注1 第1章第2節に掲げる計画

第2節 計画の評価

1 進行管理

本計画の進捗状況については、県の事業評価の取組に併せて、数値目標の達成状況や施策の取組結果等を確認し、群馬県保健医療対策協議会等において、毎年度、評価・検証を行います。

併せて、各保健医療圏においては、各地域保健医療対策協議会等の場において、情報を共有しながら、評価・検証を行います。

なお、施策を着実に推進するため、いわゆる“PDCAサイクル”（計画（Plan）－実行（Do）－評価（Check）－改善（Action））の実施を通じて、計画の進行管理を行います。

2 進捗状況及び評価結果の周知

計画の進捗状況や評価・検証の結果は、県のホームページ等において公表します。

第3節 計画の変更

1 計画の見直し

本計画の目標達成状況の評価の結果、必要があると認めたときは計画の見直しを行います。

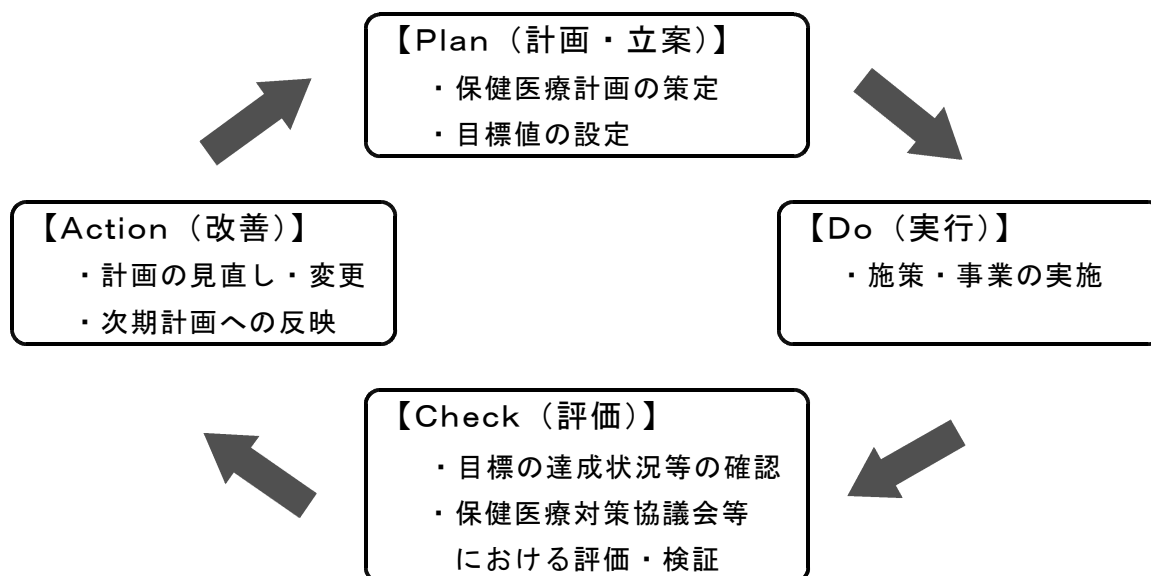
2 地域医療構想の策定

医療法改正により平成27年度以降に策定することとされた地域医療構想について、本計画の一部改定として盛り込むことを検討します。

3 次期計画への反映

本計画の計画期間が終了する平成29年度末までの3年間において、目標達成度について調査、分析及び評価を行い、次期計画に反映します。

本県計画におけるPDCAサイクル



(余白)